

児童手当関係

確認内容 1. 今回の手続きについて、該当する箇所に○を付けて下さい。

・第1子が出生した場合	
・児童と養子縁組をした場合	
・児童の未成年後見人となった場合	
・児童の父母指定者となった場合	
・児童を監護し生計を維持することとなった場合	
・施設入所等児童が施設から退所した場合	
・児童が海外から帰国した場合	
・支給対象者が配偶者から職員に変更される場合(配偶者より職員の方が、児童の生計を維持する程度が高いと判断される場合)	⇒確認内容 2、3、5
・離婚協議中で配偶者と別居することとなった場合で児童と同居している場合	
・公益的法人等(熊大附属等)への派遣から復帰した職員	
・組合専従から復職した職員	
・海外から帰国した職員	
・知事部局等から転入した職員(県教育庁等の充指導主事を含む)	
・県に採用等されたとき(フルタイム勤務の再任用職員を含む)※短時間勤務の再任用職員は、居住する市町村へ申請	
・知事部局へ転出したとき	⇒転出先の所属へ認定請求
・第2子以降の出生により養育する児童数が増えた場合など、手当の額が増額になるとき	⇒確認内容 2、4、5
・公益的法人等(熊大附属等)へ派遣等(組合専従職員を含む)されたとき	⇒勤務先へ消滅届、居住地市町村へ認定請求
・退職したとき	⇒居住地市町村へ認定請求
・離婚や児童の死亡等に伴い、児童数が減った場合	⇒額改定届(減額)、戸籍謄本、他
・離婚、児童の死亡等に伴い、すべての児童について監護及び生計維持をしなくなった場合	
・支給対象者が職員から配偶者に変更される場合	⇒勤務先へ消滅届、他
・海外へ出国した場合	

2. 夫婦共同扶養の場合、事実発生日の前年(又は前々年)の所得はどちらが高いですか?該当する箇所に○を付けて下さい。

・職員本人
・配偶者

3. 認定請求の場合の提出書類

	書類名
<input type="radio"/>	・児童手当・特例給付 認定請求書
<input type="radio"/>	・職員及び児童の属する世帯全員の住民票 ※戸籍謄本等での代用は不可
<input type="radio"/>	・職員本人の所得証明書(児童手当用)

4. 額改定認定請求(増額)の場合の提出書類

書類名
・児童手当・特例給付 額改定認定請求書(増額)
○ 職員及び児童の属する世帯全員の住民票 ※戸籍謄本等での代用は不可

5. 上記3、4に添付が必要なその他の提出書類

書類名
(上記3の認定請求の場合のみ) ・請求の前年(又は前々年)に配偶者が所得税法上の控除対象配偶者となっていない場合⇒配偶者の所得証明書(児童手当用) ※そのうち、職員が受給資格者となる場合 →配偶者が児童手当を受給していない旨の証明書 ※そのうち、配偶者の所得が高かったにもかかわらず職員を受給資格者とする場合 →夫婦共同扶養確認票(所属で作成)
・児童と別居している場合 ⇒監護・生計同一申立書
・支給対象となる児童と養子縁組をした場合 ⇒戸籍謄本等、事実の分かるもの
・支給対象の児童が職員の実子又は養子でない場合 ⇒監護・生計維持申立書
・職員と配偶者が離婚協議中で別居しており、職員が支給対象となる児童と同居している場合 ⇒受給資格に係る申立書(同居優先)、 申し立てに係る事実を証明する書類(離婚協議申し入れに係る内容証明郵便の謄本、他)
・支給対象の児童が海外留学している場合 ⇒海外留学に関する申立書、 留学の事実が分かる書類(留学先の学校の在籍証明書等、 留学前の国内居住状況が分かる書類(戸籍の附票の写し、他)、 翻訳書(添付書類が外国語で記載されている場合のみ、日本に居住する第三者(親族以外)が作成したもの)
・職員が支給対象の児童の未成年後見人である場合 ⇒戸籍謄本(未成年後見人に関する記載があるもの)、 受給資格に係る申立書
・職員が支給対象の児童の父母指定者である場合 ⇒父母指定者指定届受理証、 居住証明書等(父母の海外居住の状況が分かる書類)